令和８年第２回
利根町議会定例会会議録　第１号

令和８年６月２日　午前１０時開会

１．出席議員

１番	篠塚　敦君	７番	新井邦弘君
２番	山﨑敬子君	８番	井原正光君
３番	本谷　孝君	９番	五十嵐辰雄君
４番	佐藤眞一君	１０番	船川京子君
６番	峯山典明君	１１番	大越勇一君

１．欠席議員

なし

１．説明のため出席した者の氏名

町長	山﨑誠一郎君
副町長	横田清泰君
教育長	海老澤勤君
総務課長	松本浩睦君
政策企画課長	布袋哲朗君
財政課長	亀谷英一君
防災危機管理課長	齊藤秀樹君
税務課長	鈴木壮君
住民課長	雑賀正幸君
福祉課長	永田勝利君
子育て支援課長	服部豊君
保健福祉センター所長	山田博子君
生活環境課長	本谷幸洋君
保険年金課長兼国保診療所事務長	古山栄一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大越正博君
まち未来創造課長	藤波勝君
建設課長	北澤忍君
会計課長	木村宜孝君
学校教育課長	清水敬子君

生涯学習課長		渡辺泰幸君
指導課長		石井康之君

１．職務のため出席した者の氏名

議会事務局長		宮本正裕
書記		辰尾尚美
書記		大越聖之

１．会議録署名議員

６番	峯山典明君
７番	新井邦弘君

１．議事日程

議　事　日　程　第　１　号

令和８年６月２日（火曜日）

午前１０時開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の件
日程第３　報告第２号　令和７年度利根町一般会計継続費の繰越について
日程第４　報告第３号　令和７年度利根町一般会計繰越明許費について
日程第５　報告第４号　令和７年度利根町下水道事業会計予算の繰越について
日程第６　議案第32号　利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第７　議案第33号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第８　議案第34号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第９　議案第35号　令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について
日程第10　議案第36号　令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分について
日程第11　議案第37号　利根町防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第12　議案第38号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第１号）
日程第13　議案第39号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）
日程第14　議案第40号　令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15　議案第41号　利根町監査委員の選任について
日程第16　議員提出議案第１号　利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議
日程第17　休会の件

１．本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の件
日程第３　報告第２号
日程第４　報告第３号
日程第５　報告第４号
日程第６　議案第32号
日程第７　議案第33号
日程第８　議案第34号
日程第９　議案第35号
日程第10　議案第36号
日程第11　議案第37号
日程第12　議案第38号
日程第13　議案第39号
日程第14　議案第40号
日程第15　議案第41号
日程第16　議員提出議案第１号
日程第17　休会の件

午前１０時００分開会

○議長（大越勇一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので，令和８年第２回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に，令和８年４月１日付で人事異動がありましたので，異動のあった執行部の課長を紹介いたします。

財政課長亀谷英一君。

○財政課長（亀谷英一君）　財政課長の亀谷英一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　福祉課長永田勝利君。

○福祉課長（永田勝利君）　福祉課長の永田勝利です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　子育て支援課長服部　豊君。

○子育て支援課長（服部　豊君）　子育て支援課長の服部　豊です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　生涯学習課長渡辺泰幸君。

○生涯学習課長（渡辺泰幸君）　生涯学習課長の渡辺泰幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君）　生活環境課長の本谷です。よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　会計課長木村宜孝君。

○会計課長（木村宜孝君）　会計課長の木村宜孝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　住民課長雑賀正幸君。

○住民課長（雑賀正幸君）　住民課長の雑賀正幸です。よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君）　以上で紹介を終わります。

○議長（大越勇一君）　次に，諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願は，タブレットに掲載いたしました請願文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので，報告します。

次に，監査委員より，令和８年２月分から令和８年４月分の現金出納検査の結果報告がありました。その写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は，タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により，

６番　　峯　山　典　明　議員

７番　　新　井　邦　弘　議員

を指名いたします。

○議長（大越勇一君）　日程第２，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は，本日から６月10日までの通算９日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君）　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，会期の内訳は，タブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君）　審議に入るに当たり，行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

町長山﨑誠一郎君。

〔町長山﨑誠一郎君登壇〕

○町長（山﨑誠一郎君）　おはようございます。令和８年第２回利根町議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様には御出席を賜り，誠にありがとうございます。

本会議に先立ちまして，今回の台風６号の影響による前線活動の活発化に伴い，大雨，強風への対応につきまして御説明申し上げます。

台風６号は，本日２日火曜日，奄美地方や九州に最接近し，明日３日水曜日には四国地方，東海地方，関東甲信地方に接近すると予報されております。町では，１日月曜日，昨日でございますが，町公式ホームページ，情報一斉配信メール，行政アプリ，町公式エックス及びフェイスブックにより，注意喚起を行っております。

なお，本日午前11時の水戸地方気象台の説明会を経て，午後１時30分から災害対策本部会議を開催し，午後４時に利根町文化センター及び保健福祉センターに避難所を開設する予定でございます。町としましても，台風の動向を注視しつつ，災害対応に全力を挙げて取り組みますが，災害には事前の備えが何より重要でございます。今のうちから，生命，身体，財産の安全確保に努めていただければと考えております。

また，御高齢の方やお体が不自由な方は避難に時間を要します。危険を感じましたら，早めに，かつ自主的に，安全確保のための行動を取っていただきますようお願い申し上げます。

なお，台風での状況におきましては，町は全力で対応してまいりますが，何か事故等，災害等がございましたら，議会の御理解をお願いする場合が考えられます。その際は，ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは，提出議案の総括説明に先立ちまして，町政等の一端を申し上げたいと思います。

まず，町の公共交通の見直しの進捗状況について御説明を申し上げます。

町の公共交通の見直しにつきましては，町の基幹的交通である民間会社の大利根交通バスの維持を最優先に再編を検討しており，既に，担当者間において複数回協議を重ねております。現在の大利根交通のダイヤは改正せず，福祉バスをもえぎ野台バス待機場所に接続する方向で進めておりますが，接続時間や運行間隔の関係もあり，早尾台の団地中央に接続することで，取手方面へスムーズに接続できるものと考えております。

また，現在の福祉バスにつきましては，料金を徴収していないため特別交付税の対象外となっておりますが，町の公共交通の利便性向上を図る観点から，受益者負担をお願いし，国土交通省関東運輸局に特定旅客自動車運送事業の認可申請を行うことにより，特別交付

税該当のコミュニティバスとして運行する方向で，現在進めております。

そのほか，今年度，広域交通の調整や情報提供，専門家による伴走支援など，自治体の公共交通の利便性向上を支援する茨城県の実施事業，いばらきモビリティ再編支援事業に応募してございます。現在，15市町村が応募しており，対象となるのは４市町村となっておりますので，採択されるかは分かりませんが，町公共交通の見直しの早期実現に向け，現在取り組んでいるところでございます。

次に，利根町過疎地域接続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

計画の変更につきましては，当町が，令和３年の過疎法の改正により引き続き過疎地域に指定されたことに伴い，県の過疎方針に基づき作成した利根町過疎地域持続的発展計画が，本年３月31日に計画期間が満了となることから，計画期間を令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５か年とした計画を，さきの３月議会定例会において議案を提出し，可決いただいたところでございます。町の最上位の計画であります利根町総合振興計画後期基本計画に位置づけた施策を引き続き進めるとともに，利根町過疎地域持続的発展計画に基づき，事業の財源として特別に発行が認められる過疎対策事業債等を活用し，将来にわたって持続可能な地域づくりを目指してまいります。

次に，過疎地域出産祝い金補助事業について御説明を申し上げます。

過疎地域出産祝い金補助事業は，過疎地域に指定された市町村が独自に支給する出産祝い金に対して，茨城県が同額を上乗せして補助する令和８年度の新規事業でございます。現在，県において実施要項を作成中であるため，その内容は，近隣市町村の動向を精査した上で当町に最適な制度設計を進めてまいります。スケジュールといたしましては，本年９月の定例会に補正予算を計上し，速やかに事業着手できるよう準備を進めております。補正予算可決後は，本年４月に遡っての支給を予定してございます。本事業の導入により，当町における子育て支援の一層の充実と定住促進を図ってまいります。

次に，農林業近代化施設の解体工事についてでございます。

解体工事の設計見直しにより，３か月程度の遅れが出ております。環境省が策定した建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルに基づき，現在，石綿含有建材の撤去工事が行われております。その後，石綿含有建材以外の解体工事が行われますが，関係法令を遵守し，周辺の皆様に配慮しながら解体工事を進めてまいります。

次に，茨城県後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療保険の高額療養費分振込額の誤りについてでございます。

先月末に，茨城県後期高齢者医療広域連合により，５月支給分の後期高齢者医療保険の高額療養費分で，口座振込データ作成の誤りにより本来の支給額でない振込額を支給してしまうミスがあったことの御報告がございました。その後の対応としましては，広域連合のほうで該当の被保険者全員に謝罪通知等を送付し，過大支給者には返還納付書を同封して返還への御協力を依頼し，過少支給者には追加の支給についての通知を発送し，早急に

追加支給を行う予定で進めているとのことでございます。該当の方には御迷惑をおかけいたしますが，広域連合からの通知を確認していただき，御対応をお願いしたいと思っております。

次に，利根町くらし応援商品券配布事業についてでございます。

５月11日の全員協議会でもお話ししておりますが，町では，長引く物価高騰の影響を受けている町民生活及び地域経済を支援するため，利根町くらし応援商品券配布事業の実施を予定しております。本事業は，町民１人当たり１万円分の商品券を配布するもので，地域における消費喚起と生活支援を図るものでございます。

本商品券は，町内の商品券取扱店においてのみ使用でき，配布時期は本年７月中旬から８月末頃にかけて各世帯へ宅配便にて順次発送する予定でございまして，使用期間は来年１月末となる予定でございます。なお，本事業に係る関連経費につきましては，今定例会に補正予算の議案を提出しておりますので，御審議賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に，本日の一部新聞に掲載されましたが，６月１日から運用を開始した利根町職員カスタマーハラスメント対策基本方針についてでございます。

町民の皆様などからいただく御意見や御要望は，業務改善や業務サービスの向上につながるものですので，これらに対しまして，丁寧かつ真摯に対応をしているところでございます。しかしながら，御意見などの中には，職員の人格否定や暴力を伴うもの，職員の尊厳を傷つけるもの，繰り返しの申出や要求により，業務に停滞を招くものもございます。行政サービスを適正に提供するため，これらの御意見などにつきましては，組織として毅然とした態度で対応をさせていただきます。これに限らず，職場環境悪化につながる事案につきましては，適切に対処してまいります。

最後に，各種団体等との締結した四つの協定についてでございます。

まず，一つ目は，本年２月３日，公益社団法人日本下水道管路管理業協会と災害時における復旧支援協力に関する協定を締結いたしました。この協定は，いつ起きるか分からない地震等の大規模災害に備え，下水道管路施設の復旧支援協力に関して基本的事項を定め，機能の早期復旧を行うことを目的としたものでございます。高度な専門技術と豊富な経験を持つ協会と協力体制を構築できたことは，町民の皆様の安全・安心な暮らしを守る上で，極めて重要な意義を持つものと考えております。

二つ目の，明治安田生命保険相互会社との包括連携協定締結につきましては，明治安田生命保険相互会社様より，令和４年からこれまで計４回の御寄附を頂いておりましたが，このたび，より一層の関係強化を図るため包括連携協定の提案をいただき，２月19日に締結いたしております。本協定により，主な連携事項としましては，地域の安全・安心に関すること，健康増進に関すること，教育・文化・スポーツに関すること，子育て支援に関することとしております。今後，明治安田生命保険相互会社様との関係強化により，町民

の皆様のさらなる安全・安心な暮らしを確保し，地域の活性化及び住民サービスの向上につながるよう取り組んでまいります。

三つ目でございますが，３月23日，学校法人タイケン学園日本ウェルネススポーツ大学別科と通訳支援に関する協定を締結しております。この協定に基づき，タイケン学園のネパール人スタッフを窓口に配置し，外国人留学生の生活相談や各課窓口業務における通訳支援を行い，外国人留学生等に対する行政サービスの円滑な提供に取り組んでおります。

四つ目に，３月25日に，龍ケ崎薬剤師会と災害時の医療救護活動における薬剤師の派遣に関する協定を締結いたしました。この協定は，町内で災害が発生し，多数の傷病者や被災者を生じた場合に，薬剤師の方々を災害現場へ派遣していただくことで，医療救護所等での調剤や服薬指導をはじめ，医師への傷病者の服薬情報の提供，さらには医薬の仕分・保管・管理・供給など，多岐にわたる医療支援に御協力をいただくものでございます。また，龍ケ崎薬剤師会は，近隣の薬剤師会との広域連携を図っており，発災時には，迅速かつ効果的な支援が期待できます。本協定の締結により，町民の方々の健康と安全を守る体制がより一層強化され，町といたしましても大変心強い協定でございます。

以上，これまでの主な取組の状況や今後の予定について申し上げました。

それでは，本日提出いたしました議案の総括説明を行いたいと思います。

本定例会におきましては，報告が３件，専決処分や補正予算，条例改正など議案10件の合計13件の案件について御審議をお願いするものでございます。

報告第２号は，令和７年度利根町一般会計継続費の繰越についてで，地方自治法施行令第145条第１項の規定により報告するものでございます。

報告第３号は，令和７年度利根町一般会計繰越明許費についてで，地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものでございます。

報告第４号は，令和７年度利根町下水道事業会計予算の繰越についてで，地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものでございます。

議案第32号は，利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について，議案第33号は，利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について，議案第34号は，利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について，議案第35号は，令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について，議案第36号は，令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分についてで，いずれも地方自治法第179条第３項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

議案第37号は，利根町防災会議条例の一部を改正する条例についてで，副町長の就任に伴い，防災会議委員として副町長を任命する必要があることから，提案するものでございます。

議案第38号は，令和８年度利根町一般会計補正予算（第１号）で，歳入歳出それぞれ１億7,637万8,000円を追加し，総額を75億1,238万6,000円とするものでございます。

議案第39号は，令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）で，歳入歳出それぞれ1,283万6,000円を追加し，総額を75億2,522万2,000円とするもので，歳入歳出予算及び地方債について補正するものでございます。

議案第40号は，令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）で，歳入歳出それぞれ11万円を追加し，総額を18億776万6,000円とするものでございます。

議案第41号は，利根町監査委員の選任についてで，地方自治法第196号第１項の規定により，議会の同意を得るため提出するものでございます。

以上，提出議案の概要についてで御説明を申し上げましたが，詳細につきましては担当課長から御説明をいたします。何とぞ御審議を賜りますようお願い申し上げまして，御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　行政報告及び総括説明が終わりました。

○議長（大越勇一君）　日程第３，報告第２号　令和７年度利根町一般会計継続費の繰越についてから，日程第５，報告第４号　令和７年度利根町下水道事業会計予算の繰越についてまでの３件の報告を求めます。

まず，報告第２号及び報告第３号について。

財政課長亀谷英一君。

〔財政課長亀谷英一君登壇〕

○財政課長（亀谷英一君）　報告第２号　令和７年度利根町一般会計継続費の繰越について御説明申し上げます。

こちらは，継続費としている１件の事業におきまして，事業費の一部について逓次繰越しいたしましたので，地方自治法施行令第145条第１項の規定により報告するものでございます。

款２総務費，項２徴税費，事業名，土地評価資料作成業務委託は，令和６年度から令和８年度までの３か年の継続事業でございます。総額2,200万円のうち，令和７年度予算現額は695万570円で，支出済額は575万9,325円となり，残額119万1,245円を逓次繰越しいたしました。

続きまして，報告第３号　令和７年度利根町一般会計繰越明許費についてを補足して御説明申し上げます。

本件は，昨年12月，本年３月の定例会において，令和７年度一般会計補正予算で繰越明許費の議決をいただいた６事業及び，この後の議案第35号で御説明いたします令和７年度一般会計補正予算（第12号）の専決処分において計上いたしました繰越明許費４事業について繰越額が確定しましたので，地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものでございます。

上から順に御説明申し上げます。

款２総務費，項１総務管理費，事業名，庁舎管理につきましては，交通安全記念モニュメント設置工事に伴い追加した銘板設置工事に不測の日数を要したためでございまして，翌年度繰越額は77万4,000円でございます。

項３戸籍住民登録費，事業名，戸籍事務費は，法改正に伴う戸籍附票旧氏記載業務に対応するための改修業務及び戸籍附票に係る標準準拠システム移行作業の完了が令和８年度となるためでございまして，翌年度繰越額は687万5,000円でございます。

次に，事業名，住民登録費は，戸籍等に振り仮名を記載するためのシステム改修完了が令和８年度となるためでございまして，翌年度繰越額は44万円でございます。

款３民生費，項２児童福祉費，事業名，物価高対応子育て応援手当事業につきましては，児童手当支給対象児童を扶養する方，または令和８年３月31日までに出生した新生児の保護者に対して支給するもので，年度内に支給できなかった方に支払いが生じるため，繰り越すものでございます。翌年度繰越額は40万6,000円でございます。

款４衛生費，項１保健衛生費，事業名，母子保健事業は，マイナンバー情報連携のデータ標準レイアウトについて，国から示されるスケジュールが令和８年６月以降となるためでございまして，翌年度繰越額は８万8,000円でございます。

款５農林水産業費，項１農業費，事業名，農林業近代化施設管理事業は，いわゆるキノコ栽培施設の解体工事費になります。設計見直しなどにより，工事完了が令和８年度となるためでございまして，翌年度繰越額は4,638万6,000円でございます。

次に，事業名，利根立木地区基盤整備事業は，整備計画の見直しのため，促進計画書作成業務委託分を次年度へ繰り越すもので，翌年度繰越額は220万円でございます。

次のページをお願いいたします。

款７土木費，項１道路橋梁費，事業名，道路工事事業は，道路修繕工事（町道2106号線）外で，既設埋設管の干渉による材料の見直し・手配，また，水道管の切り回しに不測の日数を要したため繰り越すものでございまして，翌年度繰越額は2,452万5,000円でございます。

次に，事業名，道路改良工事事業は，道路改良工事（町道101号線）で，柵板土留め工，マンホール斜壁交換等の追加工事に不測の日数を要したため繰り越すものでございまして，翌年度繰越額は3,117万円でございます。

款８消防費，項１消防費，事業名，防災施設費は，県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備工事負担金で，更新機器の納期の遅れにより翌年度へ繰り越すもので，翌年度繰越額は1,223万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君）　次に，報告第４号について。

生活環境課長本谷幸洋君。

〔生活環境課長本谷幸洋君登壇〕

○生活環境課長（本谷幸洋君）　報告第４号　令和７年度利根町下水道事業会計予算の繰越について，補足して御説明申し上げます。

こちらは，地方公営企業法第26条第３項の規定により，議会に報告するものでございます。

初めに，上の表を御覧ください。

款１下水道事業資本的支出，項１建設改良費，事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で3,087万9,000円を繰り越すものでございまして，こちらは，県が実施する建設工事に伴う町の負担金でございます。県の事業が年度内に完了することができなかったことに伴い，繰越しをするものでございます。

なお，繰越額の財源内訳でございますが，繰越計算書に記載のとおりでございます。

次に，下の表を御覧ください。

款１下水道事業資本的支出，項１建設改良費，事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で４万5,000円を繰り越すものでございまして，県が実施する建設工事に伴う町の負担金でございます。こちらは，令和６年度に254万6,000円を繰越ししたもので，県の事業が年度内に完了することができなかったことに伴い，事故繰越しをするものでございます。

繰越しの財源内訳でございますが，繰越計算書に記載のとおりでございます。なお，事故繰越しの理由を県に確認したところ，管路施設改築工事（利根幹線）で令和７年８月に工事を着手したとのことでした。道路敷と蓋の段差が生じており，段差の解消にはマンホールの軀体改築が必要であると令和７年９月に判明いたしました。その段差の解消に向けてマンホール改築の設計を行い，令和８年１月からマンホール改築工事に着手することとなり，その改築工事に日数を要することから，年度内の事業完了が困難になったとのことでございます。

なお，完了予定年月日は，令和８年９月30日を予定しているとのことです。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君）報告が終わりました。

○議長（大越勇一君）　日程第６，議案第32号　利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから，日程第10，議案第36号　令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分についてまでの５件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず，議案第32号及び議案第33号について。

税務課長鈴木　壮君。

〔税務課長鈴木　壮君登壇〕

○税務課長（鈴木　壮君）　まず初めに，議案第32号　利根町税条例の一部を改正する条

例の専決処分について，補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和８年３月31日に公布されたことから，税条例の一部を改正する必要が生じましたので，地方自治法第179条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分をしましたので，同条第３項の規定により議会に報告し，承認を求めるものでございます。

それでは，２ページ目の専決処分書新旧対照表を御覧ください。左が改正後，右が改正前の規定となります。

第18条の３及び第19条の改正につきましては，軽自動車税環境性能割が令和７年度をもって廃止になったことから，環境性能割の申告書の規定を削除し，また軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改めるものでございます。

４ページをお願いします。

第33条は，住民税所得割の課税標準に関する規定で，株式総数の３％以上を保有する個人株主が受ける配当，いわゆる特定大口株主配当の申告につきましては，現在総合課税となりますが，特定配当等と同様に，分離課税等を含めた申告方法に改めるものでございます。

第34条の７は，寄附金の税額控除に関する規定で，寄附金の控除額を算定する際に用いる所得税還付額計算の税率である復興特別所得税の課税期間を10年間延長し，令和９年分から所得税に適用する防衛特別所得税の創設等に伴い，規定を改めるものでございます。

第36条の２及び，６ページの第36条の３の２につきましては，引用条項を改めるものでございます。

７ページをお願いします。

第36条の３の３は，公的年金等受給者の扶養親族等の申告に関する規定で，所得税では扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても，個人住民税に関しましては扶養親族等の必要な情報が得られるよう，申告書の提出の義務の範囲を見直すものでございます。

９ページをお願いします。

第63条は，固定資産税の免税点に関する規定で，物価指数等が上昇していることを踏まえ，令和９年度より固定資産税が課税されない課税標準額について，家屋については20万円から30万円，償却資産は150万円から180万円に引き上げるものでございます。

第80条，第81条の改正につきましては，環境性能割の廃止並びに種別割の名称を軽自動車税に改めるものでございます。

第81条の３から13ページの第81条の８までの改正は，環境性能割の廃止に伴い，規定を削除し，第82条から17ページの第91条までの改正につきましては，同じく環境性能割の廃止に伴い，種別割の名称を軽自動車税に改めるものでございます。

附則第６条は，特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定で，スイッチＯＴＣ医薬品の購入の対価に係る部分は適用期限を撤廃し，それ以外の

医薬品の購入の対価につきましては，適用期限を５年間延長をするものでございます。

附則第７条の３及び附則第７条の３の２は，個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で，現行の附則第７条の３を削除し，附則第７条の３の２を附則第７条の３としまして，所得税において令和12年まで居住の用に供したものにつきましても，住宅借入金特別税額控除の適用がされることから，個人住民税において所得税で控除できない額を控除する措置の適用期限を５年間延長をするものでございます。

附則第７条の４は，寄附金税額控除における特例控除額の特例に関する規定で，暗号資産の所得に対する課税の方式が，これまでの総合課税から，上場株式等と同様に分離課税に改めるものでございます。

20ページをお願いします。

附則第８条は，肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で，町民税所得割を免除する課税特例の適用期限を３年間延長するものでございます。

附則第９条の２は，町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例，いわゆるふるさと納税ワンストップの特例に関する規定で，第34条の７の改正同様に，税額控除の算出には復興特別所得税を加味して計算していることから，令和９年から開始予定の防衛特別所得税の創設に伴い，規定を改めるものでございます。

21ページをお願いします。

附則第10条の２は，地域決定型地方税特例措置（通称わがまち特例）に関する規定で，法令の改正に伴い，引用条項を改め，第11項から第13項までの規定を削除し，それに伴い項番号を繰り上げまして，新たに第19項として，地方税法附則第15条の11第１項に規定するバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物の固定資産税の減額措置の割合につきまして，課税標準を３分の１とする規定を追加するものでございます。

23ページをお願いします。

附則第10条の３は，新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で，引用条項を改めまして，前条の第19項同様，バリアフリー改修が行われた特別特定建築物のうち，劇場，音楽堂等に限られていましたバリアフリー改修工事について，特定建築物全般に拡充し，対象基準や対象工事費を見直すとともに，その適用期限を３年間延長をするものでございます。

26ページをお願いします。

附則第15条の２から28ページの附則第15条の６までの改正につきましては，軽自動車税環境性能割の廃止に伴い，規定を削除するものでございます。

附則第16条から31ページの附則第16条の２までの改正は，引用条項並びに環境性能割の廃止に伴い，種別割の名称を軽自動車税に改め，また，軽自動車における電気自動車等のグリーン化特例の適用期限を令和９年度まで延長をするものでございます。

附則第16条の３，附則第16条の４，附則第17条は，引用条項の改正でございます。

33ページをお願いします。

附則第17条の２は，優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で，譲渡した土地等が，その譲渡のときにおいて地滑り防止区域等内にある場合には，優良住宅地のための譲渡に該当させない旨の規定を加えまして，適用期限の３年間延長をするものでございます。

35ページをお願いします。

附則第18条並びに附則第19条は，引用条項の改正でございます。

36ページをお願いします。

附則第19条の３は，特定暗号資産等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定を追加するもので，暗号資産の所得に対する課税の方式が上場株式等と同様に，分離課税方式に改めるとともに，特定暗号資産等を譲渡したことにより生じた損失の金額が発生した場合には，損益通算が可能となる旨，規定を整備するものでございます。

38ページをお願いします。

附則第20条から41ページの附則第20条の３までは，引用条項の改正でございます。

附則でございますが，第１条は施行期日の規定でございます。

第２条から第４条までは，町民税，固定資産税，軽自動車税の経過措置の規定でございます。

第５条は，利根町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第13号）の一部を改正するもので，附則第４条中，種別割の名称を軽自動車税に改めるものでございます。

議案第32号の補足説明は，以上でございます。

次に，議案第33号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和８年３月31日に公布されたことから，都市計画税条例につきましても一部を改正する必要が生じましたので，地方自治法第179条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分をしましたので，同条第３項の規定により議会に報告し，承認を求めるものでございます。

２ページ目の専決処分書新旧対照表を御覧ください。

改正箇所は，附則のみでございます。

附則第２項から３ページの附則第５項までの改正につきましては，わがまち特例の規定でございまして，法令の改正に伴い引用する条項を改め，新たに第６項として，税条例の改正同様に地方税法附則第15条の11第１項に規定するバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物の都市計画税の減額割合につきまして，課税標準を３分の１とする規定を追加し，また，項番号をそれぞれ繰り下げるものでございます。

附則第７項は，建築物のバリアフリー改修の都市計画税の減額に関する規定で，前項の第６項同様に，バリアフリー改修が行われた特別特定建築物のうち，これまで劇場，音楽

堂等に限られていましたバリアフリー改修工事につきまして，対象建築物が特定建築物全般に拡充されたことから見直しを含めた文言を改め，対象の基準や対象工事費を見直すとともに，その適用期限を３年間延長するものでございます。

附則第10項から６ページの附則第17項までの改正につきましては，法令の改正に伴い，引用する条項を改めるものでございます。

附則でございますが，施行期日は令和８年４月１日より施行するものでございます。

第２項及び第３項につきましては，経過措置の規定でございます。

議案第33号の補足説明は，以上でございます。

○議長（大越勇一君）　次に，議案第34号について。

保険年金課長古山栄一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君）　議案第34号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして，補足して御説明をいたします。

こちらは，地方自治法第179条第１項の規定により，専決処分書のとおり，令和８年３月31日付で専決処分をしたので，同条第３項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

今回の改正理由は，地方税法施行令の一部を改正する政令が令和８年４月１日から施行されることに伴い，新たに子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の課税額の規定を定め，並びに，子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額，被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を定めるとともに，国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準額を改める必要があるため，改正したものでございます。

次に，改正の内容について御説明をいたします。

２ページをお願いいたします。

第２条の課税額の改正になります。

第１項第１号は，次の３ページにまたがりまして，基礎課税額の納付に要する費用において，新たに子ども・子育て支援納付金に加え，同項第４号として，子ども・子育て支援金納付金の課税に係る規定を定めるものでございます。

第２項は，基礎課税額の賦課限度額を66万円から67万円に改めるものでございます。

第３項は，前項に合わせまして，表現を改めるものでございます。

第５項は，子ども・子育て支援納付金の課税額において，課税対象者を定めるものでございます。本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み，子供がいる世帯の負担が増えないよう，18歳に達する日以後の３月31日以前までの子供に係る支援金の均等割額を全額軽減とし，その軽減分を18歳以上の被保険者全員で案分し，18歳以上被保険者の均等割額として負担するものでございます。あわせて，賦課限度額を３万円に定めるものでございます。

４ページをお願いいたします。

第３条は，前条第５項の追加によりまして，表現を改めるものでございます。

第７条の３は，子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額を定めるもので，第７条の４は，前条の税率及び税額を別表第４に定めるものでございます。

次に，第21条の国民健康保険税の減額の改正になります。

第１項は，基礎課税額の減額後の賦課限度額を66万円から67万円に改め，子ども・子育て支援納付金課税額の減額後の賦課限度額を３万円に定めるものでございます。

同項各号は，国民健康保険税の減額に関する規定により，子ども・子育て支援納付金課税分の減額する額を定めるものでございます。

第１号は，次の５ページにまたがります。

国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の７割軽減額に関する規定で，同号エは，子ども・子育て支援金課税額の１人当たりの減額する額を1,190円に，同号オは，子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者の１人当たりの減額する額を35円に定めるものでございます。

第２号は，次の６ページにまたがります。

国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の５割軽減額に関する規定で，５割軽減の対象となる世帯で，被保険者及び特定同一世帯の所属者１人につきまして加算する額を30万5,000円から31万円に改め，同号エは，子ども・子育て支援納付金課税額の１人当たりの減額する額を850円に，同号オは，子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上の被保険者の１人当たりの減額する額を25円に定めるものでございます。

第３号は，国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の２割軽減額に関する規定で，２割軽減の対象となる世帯で，被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき加算する額を56万円から57万円に改め，同号エは，子ども・子育て支援納付金課税額の１人当たりの減額する額を340円に，同号オは，子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者の１人当たりの減額する額を10円に定めるものでございます。

続きまして，第２項は，次の７ページにまたがります。

世帯内の20歳以下の被保険者に対する国民健康保険税の減額に関する規定で，同項第３号としまして，国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の５割軽減する額を定めるものでございます。

同号アは，前項第１号エで７割軽減した金額から減額する額を255円に，同号イは，前項第２号，エで５割軽減した金額から減額する額を425円に，同号ウは，前項第３号エで，２割軽減した金額から減額する額を680円に，同号エは，前項第１号から第３号で軽減の対象とならなかった被保険者の減額する額を850円に定めるものでございます。

第３項は，世帯内の出産する被保険者に対する国民健康保険税の減額に関する規定で，国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の軽減する額を定め

るものでございます。

同項第１号は，引用条項を改めるものでございます。

８ページをお願いいたします。

同項第７号は，国民健康保険税の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を減額する規定で，年間の所得割額の12分の１の額に産前産後期間のうち，当該年度分の月数を乗じた額を減額することを定めるものでございます。

同項第８号は，国民健康保険税の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を減額する規定で，年間の均等割額の12分の１の額に産前産後期間のうち，当該年度分の月数を乗じた額を減額することを定めるものでございます。

同項第９号は，国民健康保険税の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を減額する規定で，減額する額は第８号と同様になります。

第４項は，世帯内の18歳に達する日以後の３月31日以前までの被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の全額を軽減する規定を定めるものでございます。

９ページをお願いいたします。

附則第３項から14ページまでの各項は，第７条の３における子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の条項を加えるものでございます。

最後に，14ページをお願いいたします。

次に，別表の４としまして，第７条の４の子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る税率及び税額を規定する表になります。所得割の率を100分の0.40に，被保険者の均等割額の額を1,700円に，18歳以上被保険者均等割額の額を50円に定めるものでございます。

最後に，附則としまして，第１項の施行期日は，この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項の適用区分は，経過措置としまして，令和８年度以後の年度分の国民健康保険税につきまして適用し，令和７年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例によるものでございます。

議案第34号の補足説明は，以上でございます。

○議長（大越勇一君）　次に，議案第35号について。

財政課長亀谷英一君。

〔財政課長亀谷英一君登壇〕

○財政課長（亀谷英一君）　議案第35号　令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について，補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが，歳入につきましては，年度末に各種交付金や補助金等の額が確定したこと，歳出につきましては，補助金基金及び町債が関係する事業費の額が確定したことなどにより，補正予算措置を年度内に行う必要が生じたことから，

地方自治法第179条第１項の規定により，令和８年３月31日付で専決処分いたしましたので，同条第３項の規定により議会に報告するとともに，承認を求めるため提案するものでございます。

５ページをお願いいたします。

第２表，繰越明許費補正でございます。

款２総務費，項１総務管理費，庁舎管理につきましては77万4,000円を計上いたします。交通安全祈念モニュメント設置工事に伴い追加した銘板設置工事に，不測の日数を要したためでございます。

款３民生費，項２児童福祉費，物価高対応子育て応援手当事業につきましては，40万6,000円を計上いたします。児童手当支給対象児童を扶養する方，または令和８年３月31日までに出生した新生児の保護者に対して支給するため，年度内に支給ができなかった方に支払いが生じるため繰り越すものでございます。

款７土木費，項１道路橋梁費，道路工事事業は2,452万5,000円を計上いたします。道路修繕工事（町道2106号線）外で，既設埋設管の干渉による排水構造物の見直し，材料の手配及び水道管の切り回しに不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に，道路改良工事事業は，3,117万円を計上いたします。道路改良工事（町道101号線）で柵板土留め工，マンホール斜壁交換等の追加工事に不測の日数を要したため，繰り越すものでございます。

第３表，債務負担行為補正でございます。

在宅福祉サービスセンター運営事業業務委託につきまして，限度額は275万円を設定しておりましたが，リフトカーを賃借から補助金での購入に変更したことにより，契約額が176万7,000円となりましたので，それに合わせて限度額を変更するものでございます。期間は変更なく令和７年度契約，令和７年度から令和８年度までの委託料に係る債務負担行為になります。

６ページをお願いいたします。

第４表，地方債補正でございます。

過疎対策事業債につきまして，限度額６億7,480万円から５億9,220万円に変更するもので，後ほど歳入で詳細は御説明いたしますが，過疎対策事業債の発行同意額に対する事業費の確定などによるものでございます。そのほかの条件，起債の方法，利率，償還方法については変更はございません。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款２地方譲与税から11ページの款11交通安全対策特別交付金までは，令和７年度の交付額確定によるものでございます。いずれも２月下旬から３月下旬にかけて交付決定，３月下旬までに受入れがあったものになります。交付額に合わせ，それぞれ増額，減額等とな

っております。

款12分担金及び負担金，項１負担金，目１民生費負担金は１万4,000円の増，保護措置費の自己負担分となります。

12ページをお願いいたします。

款14国庫支出金，項２国庫補助金，目１総務費国庫補助金，節２個人番号カード交付事務費補助金は828万4,000円の増で，個人番号カード関連の端末機器等の経費についても補助対象経費になったことから，増額するものでございます。

節３社会保障・税番号制度システム整備費補助金は11万7,000円の減。補助額確定によるものです。

節４物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は５万円を増額し，確定した事業に充当するものでございます。

目２民生費国庫補助金，子ども・子育て支援交付金は29万円の増。就学前教育・保育施設整備交付金は92万9,000円の減。それぞれ事業費確定によるものです。

節７物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金８万円の減及び，次の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金32万円の減は，繰越ししている分を差し引いた事業費の確定によるものです。

目３衛生費国庫補助金，妊婦のための支援給付費補助金13万9,000円の増は，事業費確定によるものでございます。

目７教育費国庫補助金，医療施設運営費等補助金９万9,000円の増は，県費の補助要件が変更となり，国庫補助を活用することとなったため，県補助金からの組替えとなり，計上額が増えているのは交付額決定によるものでございます。

項３国庫委託金，目１総務費国庫委託金，中長期在留者住居地届出等事務市町村委託金32万5,000円の増は，委託金確定によるものでございます。

款15県支出金，項１県負担金，目１民生費県負担金，子どものための教育・保育給付費負担金70万7,000円の増は，事業費確定によるものでございます。

項２県補助金，目１総務費県補助金，茨城県地域少子化対策重点推進補助金（結婚新生活支援事業）は1,000円の減。これは事業実績に1,000円以下の端数があり，切捨てを行ったことによるものです。

13ページをお願いいたします。

目２民生費県補助金，民間保育所等乳児等保育事業費補助金は13万2,000円の増，子ども・子育て支援交付金は108万5,000円の減，子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は13万9,000円の増で，それぞれ事業費確定によるものです。

目３衛生費県補助金，妊婦のための支援給付費補助金６万8,000円の増は，事業費確定によるものです。

目４農林水産業費県補助金，経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金49万7,000円

の増は，人件費の追加交付によるものでございます。

目７教育費県補助金，節１小学校費補助金，小学校口腔衛生推進事業補助金６万円の減は，先ほど説明した国庫補助金への組替えによるものです。公立学校情報機器整備事業費補助金173万4,000円の減は，補助金額確定によるものです。

節２中学校費補助金，公立学校情報機器整備事業費補助金130万6,000円の減は，小学校と同様に補助金額確定によるものでございます。

款17寄附金，項１寄附金，目２総務費寄附金，節１がんばる利根町応援寄附金は692万5,000円の増。いわゆるふるさと納税で，年度末までの寄附金額確定により増額するものでございます。

節２利根町地方創生応援寄附金は60万円の減。こちらは企業版ふるさと納税で，受入れ実績に合わせ減額しております。

款18繰入金，項１基金繰入金，目１財政調整基金繰入金は2,160万8,000円の減。各交付金の確定及び地方債の借入額確定などによる，一般財源組替えを含めた財源手当てとなります。

次の目４がんばる利根町応援基金繰入金から，次のページの目11利根町森林環境譲与税基金繰入金までは充当事業費の確定に伴い，歳出額に合わせて，それぞれ減額するものでございます。

款21町債，項１町債，目１過疎対策事業債は，第４表，地方債補正で御説明したとおり，8,260万円の減額でございます。まず，町道整備事業は3,090万円の減で，この内訳は道路修繕工事（町道1017号線）360万円の減，道路修繕工事（町道2106号線外）1,570万円の減，道路測量設計業務委託（町道102号線）80万円の減，道路改良工事（町道101号線）1,080万円の減，それぞれ事業費確定によるものでございます。

次の町道付属物整備事業は道路反射鏡工事，ＬＥＤ防犯灯新設工事，それぞれ事業費が10万円未満であり，一般財源と組み替えたため，合わせて100万円の減でございます。

次の防災・安全社会資本整備交付金事業は，道路改良工事（町道112号線），事業費確定により50万円の増。

次の学校施設整備事業は，利根中学校格技場長寿命化改良工事監理業務委託10万円の減，利根中学校格技場長寿命化改良工事5,110万円の減，それぞれ事業費確定によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款２総務費，項１総務管理費，目５財政管理費，庁舎管理費は庁舎屋外休憩所設置工事286万円の減，庁舎玄関前交通安全祈念モニュメント設置工事88万9,000円の減，いずれも事業完了によるものでございます。なお，特定財源で基金を充当しているため，確定事業費に合わせて，それぞれ減額をしております。

目７地域振興費は，特定財源の国・県支出金1,000円の減。実績額に1,000円以下の端数があり，切捨てを行ったことによるものです。

目８交通安全防犯対策費，交通安全対策推進費，高齢者運転免許証返納支援助成金は18万円の減。特定財源で基金を充当しているため，確定事業費に合わせて減額をしております。

防犯対策事業，防犯カメラ設置補助金70万円の減。地区灯電気料金補助金21万7,000円の減。それぞれ事業費確定によるもので，特定財源も減額し，組替えを行っております。

項３戸籍住民登録費，目１戸籍住民登録費は，個人番号カード関連の端末機器等の経費についても国庫補助対象経費となったことから，財源内訳の組替えとなっております。

16ページをお願いいたします。

款３民生費，項１社会福祉費，目２老人福祉費，緊急通報体制等整備事業は，緊急通報システム設置・管理業務委託15万円の減。シルバーカー購入補助事業は，シルバーカー購入費補助金４万円の減。一人暮らし高齢者交流・つどい事業は，一人暮らし高齢者サロン事業業務委託９万9,000円の減。高齢者補聴器購入支援事業は，高齢者補聴器購入費助成金16万2,000円の減。それぞれ事業費確定によるもので，特定財源で基金を充当しているため，確定事業費に合わせて減額しております。

項２児童福祉費，目１児童福祉総務費，要保護児童対策事業は，子育て短期支援事業委託19万1,000円の減。

17ページをお願いいたします。

物価高対応子育て応援手当事業は，40万円の減。それぞれ事業費確定に合わせて，財源も減額をしております。

目２児童措置費，保育所等補助金事業につきましては，利用者が見込みを下回ったことなどにより，420万9,000円の減。施設型給付費支給事業につきましては，利用者が見込みを上回ったことにより281万3,000円の増。財源内訳については，確定事業費に合わせて財源組替えを行っております。

18ページをお願いいたします。

款４衛生費，項１保健衛生費，目１保健衛生総務費は，国・県の交付額決定により財源の組替えを行っております。

款５農林水産業費，項１農業費，目４水田農業対策費，経営所得安定対策等推進事業は25万9,000円の減。事業費確定によるもので，財源内訳については補助金の追加交付により，組替えを行っております。

目５農地費は，翌年度に繰越しする農林業近代化施設解体工事等の現契約額に対し，基金充当額を確定させたものでございまして，なお，変更契約に備えて歳出は補正せず，契約差金を基金から一般財源に組替えを行っております。

款６商工費，項１商工費，目２商工振興費，商工業振興助成事業は，プレミアム付商品

券関連経費で３万4,000円の減でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加充当したため，財源組替えを行っております。

19ページをお願いいたします。

款７土木費，項１道路橋梁費，目２道路維持費，道路工事事業，道路修繕工事（町道1017号線）は，事業費確定により190万1,000円の減。道路改良工事事業，道路測量設計業務委託（町道102号線）は，事業費確定により72万2,000円の減。財源については，過疎対策事業債3,040万円を減額し，財源の組替えを行っております。

項３都市計画費，目３下水道費，公共下水道事業会計負担金は75万円の減で，フレッシュタウン北側雨水路改築工事の事業費確定によるもので，特定財源で基金を充当しているため，確定事業費に合わせて減額をしております。

款９教育費，項１教育総務費，目２事務局費は，学校給食費無償化によるもので，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で賄えない分を土地建物貸付料を充当し，財源の組替えを行っております。

項２小学校費，目１学校管理費，小学校ＩＣＴ環境整備事業は，20ページをお願いいたします。タブレットパソコン購入費確定により984万8,000円の減で，財源内訳についてもそれぞれ減額しております。

項３中学校費，目１学校管理費，中学校ＩＣＴ環境整備事業は，小学校と同様，タブレットパソコン購入費確定により729万円の減で，財源内訳についてもそれぞれ減額しております。

目４学校建設費，中学校建設事業，利根中学校格技場長寿命化改良工事監理業務委託７万7,000円の減，利根中学校格技場長寿命化改良工事4,979万7,000円の減，事業費確定によるもので，財源については過疎対策事業債5,120万円を減額し，財源の組替えを行っております。

項４社会教育費，目８図書館費は，図書購入費について，がんばる利根町応援基金の充当可能額に合わせて，財源の組替えを行うものでございます。

21ページをお願いいたします。

款11諸支出金，項１基金費，目４がんばる利根町応援基金費は，ふるさと納税の歳入増加分692万5,000円の積立てとなります。

目７森林環境譲与税基金費は74万円の減。歳入の森林環境税の減額に合わせるものでございます。

目８利根町公共公益施設維持整備基金費は1,000円の減。積立てをしないためでございます。

目９利根町地方創生応援基金費は，企業版ふるさと納税の歳入減に合わせて，60万円減額するものでございます。

補足説明については以上でございます。

○議長（大越勇一君）　次に，議案第36号について。

保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君）　議案第36号　令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分につきまして補足して御説明を申し上げます。

こちらは，地方自治法第179条第１項の規定により，令和８年３月31日付で専決処分をいたしましたので，同条第３項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

初めに，事業勘定から申し上げます。

５ページをお願いいたします。

歳入について，御説明を申し上げます。

款３県支出金，項１県負担金・補助金，目１保険給付費等交付金は，511万2,000円を増額するもので，主なものとしまして，医療費適正化などの取組に対する保険者努力支援分と，災害や失業等に伴う保険税減免などの特別事情に応じて交付される特別調整交付金分の確定によるものでございます。

次に，款４繰入金，項２基金繰入金，目１財政調整基金繰入金は，227万円減額するもので，今回の補正の余剰分を基金に取り戻すものでございます。

続きまして，下段の歳出でございます。

款３国民健康保険事業費納付金は，項１医療給付費分，目１一般被保険者医療給付費分につきましては，財源組替えの変更でございます。歳入で御説明しました交付金増額分を，特定財源分へ組み替えるものでございます。

次に，款７諸支出金，項１償還金及び還付加算金，目３償還金は218万1,000円を増額するもので，令和６年度の特別交付金の確定に伴い返還金が発生したため，茨城県へ返還するものでございます。

次に，項２繰出金，目１直営診療施設勘定繰出金は66万1,000円を増額するもので，こちらは歳入で御説明いたしました特別調整交付金のうち，診療所に係る交付額を施設勘定へ繰り出すものでございます。

続きまして，施設勘定について御説明をいたします。

８ページをよろしくお願いいたします。

下段の歳入でございますが，款４繰入金，項１目１事業勘定繰入金は66万1,000円を増額するもので，こちらは事業勘定で御説明しました特別調整交付金のうち，代理診療経費に係る交付決定により，交付額を繰り入れるものでございます。

次に，項２基金繰入金，目１財政調整基金繰入金は66万1,000円を減額するもので，今回補正の余剰分を基金に取り戻すものでございます。

議案第36号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

議案第32号から議案第36号までの５件は議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の６月10日に，質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君）　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開を11時45分とします。

午前１１時３３分休憩

午前１１時４５分開議

○議長（大越勇一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで，財政課長亀谷英一君より発言を求められておりますので，これを許します。

財政課長亀谷英一君。

〔財政課長亀谷英一君登壇〕

○財政課長（亀谷英一君）　先ほどの議案第35号，令和７年度一般会計補正予算（第12号）専決処分で，21ページの目７森林環境譲与税基金費を７万4,000円の減のところ「74万円減」と説明してしまいました。正しくは「７万4,000円の減」でございます。訂正させていただきます。

○議長（大越勇一君）　日程第11，議案第37号　利根町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。

防災危機管理課長齊藤秀樹君。

〔防災危機管理課長齊藤秀樹君登壇〕

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君）　議案第37号　利根町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが，副町長の就任に伴い，防災会議委員として副町長を任命する必要があることから，提案するものでございます。

次のページ，２ページを御覧ください。

第３条第５項でございますが，委員は次に掲げる者をもって充てるものとし，町長が委嘱または任命するとなっておりまして，同項第５号の町長が指定する課長等を，町長が職員のうちから指定する者に改めるものでございます。

副町長が防災会議の委員として参画することにより，平時から，防災施策に関する情報共有や課題整理を行うことができます。また，災害時には災害対策本部におきまして町長

を補佐し，町長が不在の場合は第１順位として指揮を執ることから，平時及び災害時を通じて全庁的な連携強化や迅速な意思決定を行うなど，体制整備の強化を図るために改めるものでございます。

附則として，この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

議案第37号は議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の６月10日に質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君）　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君）　日程第12，議案第38号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

補足説明を求めます。

財政課長亀谷英一君。

〔財政課長亀谷英一君登壇〕

○財政課長（亀谷英一君）　議案第38号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第１号）につきまして補足して御説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金，項２国庫補助金，目１総務費国庫補助金，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は１億5,943万円の増額で，物価高騰による社会情勢を鑑み，各自治体における施策に対して交付される補助金となります。充当事業につきましては，防犯対策事業及び，歳出で御説明します利根町くらし応援商品券配布事業に充当いたします。

なお，学校給食費に当初充当していた小学生分の給食費につきましては，給食費負担軽減交付金が令和８年度より新たに創設されたことに伴い，次の補助金に組み替えるものでございます。

款15県支出金，項２県補助金，目７教育費県補助金，節１小学校費補助金，給食費負担軽減交付金は1,944万8,000円の増額，先ほど説明いたしました小学生分の給食費に充当いたします。

款18繰入金，項１基金繰入金，目１財政調整基金繰入金は250万円の減額で，今回の補正に係る財源調整により基金に繰り戻すものでございます。

８ページをお願いします。

歳出でございます。

款２総務費，項１総務管理費，目８交通安全防犯対策費は，歳入で御説明した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することによる財源組替えになります。

款６商工費，項１商工費，目２商工振興費，利根町くらし応援商品券配布事業（物価高騰交付金）は１億7,637万8,000円の増額で，物価高騰交付金を活用し，町民一人一人に商品券１万円分を配布することにより町民生活の下支えを行うとともに，町内事業所での消費を促進し，地域経済の活性化を図るものでございます。本事業の歳出につきましては職員の時間外勤務手当，通信運搬費については商品券の配送費，委託料につきましては商品券の作成，周知，配送等の商品券配布に係る一連の関連経費でございます。

そのほか，負・補・交，補助金につきましては，商品券換金分の原資になってございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番井原正光君。

○８番（井原正光君）　先ほど説明があった商品券，１億7,637万8,000円の財源内訳，もう一度ちょっと説明してくれますか。これからだと全然理解がちょっと，私，できないのです。教育費の県の補助金とか，全然違うほうから，何かその財源に充てているような感じがして，その本来の目的とする補助金というのは，この１億6,000万円というのは少ないような感じがしているのですけれども，この辺ちょっと，もう少し詳しく説明してくれますか。

○議長（大越勇一君）　政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君）　それでは，財源のほうについて御説明をいたします。

こちらのほう，８ページを御覧になっていただきたいと思います。

補正額の財源内訳ということで，今回補正をいたしました１億7,637万8,000円と同額を，国庫支出金として１億7,637万8,000円となってございます。

歳入の今回補正，７ページになります。

今回，国庫支出金の中で歳入のほう，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが，１億5,943万円のみという形となってございますが，先ほど財政課長のほうから説明がありましたとおり，当初，学校給食費のほうにつきましてもこの物価高騰臨時交付金のほうを充当させていただいておりますので，あくまでもこの商品券の事業につきましては，全額，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の財源となってございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　８番井原正光君。

○８番（井原正光君）　では，その下の財政調整基金繰入金のほうはどうなんですか。

○議長（大越勇一君）　財政課長亀谷英一君。

○財政課長（亀谷英一君）　こちらにつきましては，補助金に入っていなかった部分を財政調整基金に繰り戻したものでございます。

○議長（大越勇一君）　８番井原正光君。

○８番（井原正光君）　３回目だよね。今回商品券ということで１万円お配りするのですが，そのお配りする商品券１万円について，職員手当，役務費，委託料と大分金額がかかっていますけれども，これを仮に現金で支給したとしたら，もっと経費がかからないのではないかというようなことを，ちょっとこう予算を見ると思うのですけれども，その辺の検討はされたのかどうなのか。要は，皆さん方の経費をかけるのではなくて，相手方に，いかに金額が多く行くかというのが問題視されると思うので，その辺検討されたのかどうなのか，お尋ねしたい。

○議長（大越勇一君）　政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君）　この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関しましては，以前より，商品券のほうもやってございます。コロナ禍におきましては，現金を給付した事例もございます。

経費のほうにつきましては，現金で支給した場合，マイナンバーカードとひも付けをされておりませんので，振込先が分からない方もかなりの多数いらっしゃいます。ですので，ここで経費がどれぐらいかかるということは，なかなか比較するのは難しいのですけれども，時間外に関しましても同じぐらいかかるものだと思っております。

ただ，これを現金給付した場合，町外の食料品や商店のほうで使われることもございますので，あくまでも利根町としては町内で消費をしていただきたいということもございまして，商品券という形でさせていただいておりますので，一応，現金給付ということも当初のときには検討させていただいたのですけれども，やはり商品券のほうが当町にとってよいだろうということで，今回補正予算のほうを提案させていただいたところでございます。

○議長（大越勇一君）　10番船川京子君。

○１０番（船川京子君）　私は１点だけお聞きしたいのですが，運搬費の420万8,000円なのですけれども，当初，執行部のほうから，郵送による配布という説明を受けていたと思うのですけれども，今回，町長が冒頭の御発言の中で，宅急便にというお話があったと記憶をしています。その理由をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君）　まち未来創造課長藤波　勝君。

○まち未来創造課長（藤波　勝君）　船川議員の御質疑にお答えいたします。

冒頭の町長のほうの御説明の中で，宅配便にて配送という御説明がありましたが，この宅配便というのは，５月11日に説明いたしました郵便局のゆうパックのことでございますので，宅急便とか民間の宅配業者ということではなく，日本郵政のゆうパックを利用して

配達をする予定でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君）　ほかに質疑はございませんか。

６番峯山典明君。

○６番（峯山典明君）　１点のみ，質疑させていただきます。

こちらは，年齢，国籍問わずということでよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君）　まち未来創造課長藤波　勝君。

○まち未来創造課長（藤波　勝君）　お答えいたします。

今回の対象者は，基準日，令和８年６月１日時点で，住民基本台帳に記録されている全町民の方を対象といたしておりますので，国籍，年齢は関係なく，基準日に登録されている方全ての方にお配りする予定となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君）　ほかに質疑はございませんか。

質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありますか。

討論を終わります。

これから，議案第38号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君）　日程第13，議案第39号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）及び日程第14，議案第40号　令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず，議案第39号について。

財政課長亀谷英一君。

〔財政課長亀谷英一君登壇〕

○財政課長（亀谷英一君）　それでは，議案第39号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

４ページをお願いします。

第２表，地方債補正でございます。

過疎対策事業債につきましては，起債限度額を650万円増額し，７億2,010万円とするものでございます。一部事業におきまして，国庫補助金内示額が減額となったことに伴い，その減額分の財源を過疎対策事業債へ組み替えるほか，ソフト事業については発行可能額が130万円増額となったことによるものです。限度額以外の内容に変更はございません。

緊急防災・減災事業債につきましては，事業が該当にならなかったため減額し，次の防災対策事業債へ組み替えて，起債限度額を520万円増額するものでございます。なお，充当率は75％でございます。

８ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金，項２国庫補助金，目１総務費国庫補助金，個人番号カード交付事務費補助金は208万5,000円の増額で，交付事務に対する補助金でございます。

目４土木費国庫補助金，節１土木費補助金，防災・安全社会資本整備交付金（道路事業）は516万5,000円の減。国の内示額に基づき減額するもので，道路改良工事事業（町道112号線）への充当財源となりますが，この減額分につきましては過疎対策事業債へ組替えを行います。

目５教育費国庫補助金，節２中学校費補助金，学校施設環境改善交付金は１万2,000円の増額で，交付金の内定対象額の１％に相当する事務費分でございます。

目６消防費国庫補助金，節１消防費補助金，地域未来交付金（地域防災緊急整備型）は462万円の増額で，避難所の良好な生活環境を確保するため，内閣府が改定した避難所運営に係るガイドラインの基準を目標に，防災資機材の整備を進めるためでございます。なお，令和８年３月31日付で国から本事業に係る交付の内示を受けており，交付率は国10分の５になります。

款15県支出金，項２県補助金，目１総務費県補助金，茨城県地方就職学生支援事業費補助金は21万円の増額です。補助内容は，県４分の３，町４分の１でございまして，令和８年３月26日付で県から本事業に係る補助金の内示を受けております。

本事業の内容につきましては，歳出において御説明申し上げます。

目３衛生費県補助金，節１保健衛生費補助金，不妊治療費補助金は20万円の増額です。茨城県不妊治療費助成事業で，補助内容は県10分の10でございます。

内容につきましては，歳出におきまして御説明申し上げます。

款18繰入金，項１基金繰入金，目１財政調整基金繰入金は616万6,000円の増。今回補正に係る財源調整分となります。

款20諸収入，項３雑入，目３雑入，節７雑入の雇用保険料個人負担金立替分は8,000円の増。こちらは，住民課で雇用する個人番号カード交付事務に係る会計年度任用職員の雇

用保険料個人負担分でございます。

款21町債，項１町債，目１過疎対策事業債，防災・安全社会資本整備交付金事業は520万円の増。国庫補助金内示額の減額による財源組替え分となります。

小学校バス運行事業は130万円の増。過疎対策事業債（ソフト事業）の発行限度額が130万円引き上げられたことによるものです。

目３消防費債，節１緊急防災・減災事業債は700万円の減で，こちらは当初，地域衛星通信システム整備事業債の借入れを予定していましたが，対象とならなかったため減額し，次の節２防災対策事業債，消防防災情報通信システム整備事業債へ組み替えて，520万円増額するものです。なお，充当率は75％でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１議会費，項１議会費，目１議会費，事務局費の議場音響・映像設備改修業務委託は67万1,000円の増。議場の説明員席の変更に応じ，会議において使用するマイク等の音響設備を移設し，連動した機器，カメラ等の設定・調整を行うものでございます。

款２総務費，項１総務管理費，目７地域振興費，定住促進事業，茨城県地方就職学生支援事業費補助金は，県の実施要領に基づき，東京圏内にある大学を卒業後１年以内に県内に所在する企業等に就職し，町内に移住した方を対象に，就職活動に関わる交通費及び移住に要した移転費に対する補助金です。

項３戸籍住民登録費，目１戸籍住民登録費，個人番号カード交付事業は209万3,000円の増で，マイナンバーカード申請・更新が増加しているため，会計年度任用職員を１人採用するための人件費でございます。

11ページをお願いいたします。

款３民生費，項１社会福祉費，目１社会福祉総務費，物価高騰重点支援地方創生臨時交付金返還事業は139万6,000円の増額で，令和６年度に支給開始した物価高騰重点支援給付金の事務費の返還金で，主に電算業務委託や事務員派遣業務委託，通信運搬費，振込手数料の役務費において，当初計画したものより実績が下回ったため，返還するものでございます。

目７介護保険費，介護保険特別会計繰出金は11万円の増額で，介護保険法施行令の改正により，令和８年の介護保険料の特例減免措置を行うためのシステム改修経費でございます。

款４衛生費，項１保健衛生費，目１保健衛生総務費，母子保健支援体制事業，次のページをお願いいたします。不妊治療費助成事業補助金は20万円の増額で，治療開始時の妻の年齢が40歳から43歳未満で，保険適用回数の３回を超えて，自費で実施する４回目，５回目の生殖補助医療に対する補助金で，補助割合は県10分の10でございます。

款７土木費，項１道路橋梁費，目２道路維持費，道路改良工事事業（町道112号線）分

の財源で，防災・安全社会資本整備交付金内示額の減に伴い，減額分を過疎対策事業債に組み替えるものでございます。

款８消防費，項１消防費，目５防災費，災害対策費は803万8,000円の増額で，地域未来交付金が採択されたことにより，対象事業費分の防災備蓄品を購入するためのものでございます。

13ページにまたがります。

款９教育費，項１教育総務費，目２事務局費，事務局事業は４万6,000円の増額で，スマートフォン１台を整備するもので，役場閉庁時の緊急の際，児童・生徒，保護者等と教育委員会が即座に連絡可能とするためのものでございます。

項２小学校費，目１学校管理費，小学校バス運行事業になりますが，過疎対策事業債のソフト事業の限度額が引き上げられたため，財源の組替えを行うものでございます。

項３中学校費，目１学校管理費は，技術棟木工室空調設備設置工事で，歳入で御説明した交付金内定額が増額されたため，財源の組替えを行うものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君）　次に，議案第40号について。

福祉課長永田勝利君。

〔福祉課長永田勝利君登壇〕

○福祉課長（永田勝利君）　議案第40号　令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

最初に歳入でございますが，議案書の６ページをお開き願います。

款５繰入金，項１一般会計繰入金でございますが11万円を増額するもので，歳出において総務費を増額するため，増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして，歳出でございますが，７ページをお願いいたします。

款１総務費，項１総務管理費でございますが11万円を増額するもので，介護保険法施行令の改正により，介護保険システムの改修が必要になったため，増額するものでございます。こちらは，令和７年度税制改正により，給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い，保険料の所得段階の判定に影響が出る第１号被保険者について，税制改正前の合計所得金額の算出方法の特例を適用するとともに，保険料の算定に関する町民税課税，非課税の判定の特例を適用することになります。

議案第40号　令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）の補足説明は，以上でございます。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

議案第39号及び議案第40号の２件は議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の６月10日に質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君）　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君）　日程第15，議案第41号　利根町監査委員の選任についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長松本浩睦君。

〔総務課長松本浩睦君登壇〕

○総務課長（松本浩睦君）　議案第41号　利根町監査委員の選任につきまして，補足して御説明申し上げます。

本案は，委員の任期満了に伴うもので，現委員を再任するものでございます。

提案理由でございますが，地方自治法第196条第１項の規定により，議会の同意を得るため提案するものでございます。

氏名，飯塚正夫，住所，生年月日につきましては，記載のとおりでございます。

なお，略歴等につきましては，参考資料を御参照いただければと思います。

議案第41号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

議案第41号は議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，６月10日に質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君）　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君）　日程第16，議員提出議案第１号　利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

趣旨説明を求めます。

10番船川京子君。

〔10番船川京子君登壇〕

○１０番（船川京子君）　それでは，議員提出議案第１号について説明を申し上げます。

利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議，この議案を別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出をいたします。

提案理由といたしまして，本町において，住民の意思を政治・行政に反映すべき議会の役割と責任を十分に果たしていくための，本町議会における適正な議員定数について調査・研究するため提案をするものでございます。

それでは，利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議について，次のとおり，

利根町議会議員定数調査特別委員会を設置するものといたします。

１，名称，利根町議会議員定数調査特別委員会

２，設置根拠，地方自治法第109条及び委員会条例第５条

３，目的，本町における適正な議員定数に関する調査

４，委員の定数，議長を除く全議員９人とする

５，調査期間，設置の日から目的に掲げる調査が終了するまで，議会の閉会中も継続して調査を行うことができるといたします。

説明は以上です。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議員提出議案第１号　利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議員提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

ここで，ただいま設置されました利根町議会議員定数調査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので，全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後零時２５分休憩

午後零時３０分開議

○議長（大越勇一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果を報告いたします。

利根町議会議員定数調査特別委員会委員長船川京子君，副委員長五十嵐辰雄君です。

ここで，委員長の挨拶をお願いいたします。

利根町議会議員定数調査特別委員会委員長船川京子君。

〔利根町議会議員定数調査特別委員長船川京子君登壇〕

○利根町議会議員定数調査特別委員長（船川京子君）　ただいま委員長の大任を拝しました船川京子です。

提案理由にありますように，真剣に取り組ませていただきますので，どうか皆様よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君）　日程第17，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日６月３日は，議案調査のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君）　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君）　以上で，本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は，６月４日の午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時３１分散会